

岡山県南部水道企業団郵便入札立会要領

制定 令和 4年 3月 14日 訓令第11号

令和 4年 4月 1日 施行

(趣旨)

第1条 この要領は、競争入札の透明性を高め、公正な入札執行を図るため、岡山県南部水道企業団郵便入札実施要綱（令和4年訓令第10号）第10条に規定する開札の立会いに関し必要な事項を定めるものとする。

(開札における立会い)

第2条 郵便入札に参加した者は、当該入札案件の開札立会ができるものとする。なお、立会いを希望する者は、開札執行予定日時の15分前までに所定の開札立会申込票に必要事項を記入し、総務課へ提出しなければならない。また、予定価格を事前公表しない郵便入札案件に参加する者については、原則として開札に立ち会わなければならない。

2 立会者が入札者以外の者であるときは、前項に規定する開札立会申込票提出時に開札立会に関する委任状を提出しなければならない。

(立会者の責務)

第3条 立会者は、開札が適正に執行されたことについて確認を行うものとする。

2 前項の規定による確認後、開札経過確認書に署名を行うものとする。なお、立会者が複数の場合は、開札執行者が指定した者（1名）が署名を行うものとする。

(入札者が立ち会わない場合)

第4条 開札時に立会者となるべき者がいない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、当該職員を立ち会わせないことができる。